

佐賀県規則第23号

佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐賀県立博物館（以下「博物館」という。）及び佐賀県立美術館（以下「美術館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 博物館及び美術館の開館時間は、午後9時30分から午後6時までとする。ただし、美術館の次の各号の施設を使用する場合にあっては、それぞれ当該各号に掲げる時間とする。

(1) 岡田三郎助アトリエ 午前9時30分から午後10時まで

(2) ホール 午前9時から午後10時まで

2 館長（博物館法（昭和26年法律第285号）第4条の館長をいう。以下同じ。）は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 博物館及び美術館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 1月1日から1月3日まで

(2) 月曜日（当該月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たる場合は、その翌日）

(3) 12月29日から12月31日まで

2 館長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(入館の制限)

第4条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を禁じ、又は退館させることができる。

(1) 秩序を乱すおそれがあると認める者

(2) 酩酊等により他人に迷惑をかけるおそれがある者

(3) その他館長が管理上適当でないとして認める者

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。